

旧認可供給条件承認申請書

東北電営料第 2 号
平成 28 年 4 月 5 日

経済産業大臣 林 幹 雄 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号
東北電力株式会社
取締役社長 原 田 宏 哉

平成 26 年改正法附則第 19 条の規定により、次のとおり旧認可供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	平成 28 年 4 月 1 日以降相当の期間

料金その他の供給条件の内容

- 1 電気事業法等の一部を改正する法律附則第 18 条第 3 項の規定により、同条第 1 項の認可を受けた特定小売供給約款とみなされた電気供給約款(平成 26 年 1 月 30 日届出。以下「供給約款」といいます。)附則 3(需要場所についての特別措置)(1)イに定める原需要場所(以下「原需要場所」といいます。)のうち、電気事業法施行規則附則第 17 条第 2 項に定める 2 のサービスエリア等からなる原需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に供給約款附則 3(需要場所についての特別措置)(1)イに定める特例区域等(以下「特例区域等」といいます。)がある場合で、供給約款附則 3(需要場所についての特別措置)(1)ロ(イ)に定める急速充電設備等(以下「急速充電設備等」といいます。)を使用する各特例区域等のお客さまから、急速充電設備等を新たに使用する(この供給約款等以外の供給条件の適用の申出の際現に供給約款附則 3〔需要場所についての特別措置〕の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は、新たに使用するものとみなします。)際に、この供給約款等以外の供給条件の適用の申出があり、かつ、各特例区域等が供給約款附則 3(需要場所についての特別措置)(1)イ(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)および(ホ)のいずれにも該当するときは、急速充電設備等について、供給約款附則 3(需要場所についての特別措置)(1)イにかかわらず、当該それぞれのサービスエリア等につき、それぞれ 1 特例区域等に限り、1 需要場所といたします。
- 2 その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する
省令第 32 条の規定にもとづく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 32 条第 1 号)

旧認可供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 32 条第 1 号)

旧認可供給条件による供給を必要とする理由

旧認可供給条件による供給を必要とする理由

平成 26 年 8 月 1 日における旧電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の改正を受け、旧電気事業法施行規則附則第 17 条第 2 項に定める 2 のサービスエリア等が一体で 1 需要場所を形成している場合で、各サービスエリア等に電気自動車専用急速充電設備を設置するときは、当分の間の措置として、各サービスエリア等における電気自動車専用急速充電設備につきそれぞれ 1 に限り、別途の契約が可能となるよう、旧電気事業法第 21 条第 1 項ただし書の規定により供給約款または選択約款以外の供給条件を設定し、お客さまに適用しておりましたが、電気事業法等の一部を改正する法律附則第 18 条第 3 項の規定により、同条第 1 項の認可を受けた特定小売供給約款とみなされた電気供給約款におきましても、引き続き適用いたしたく、承認申請する次第であります。

